

別記様式

議 事 録

会議の名称	令和7年度 第1回 岩倉市水道料金等審議会
開催日時	令和7年8月8日（金） 午前9時から午前11時まで
開催場所	市役所 7階 第1委員会室
出席者 （欠席委員・説明者）	出席委員：千頭委員、堀尾委員、横井委員、大矢委員、菅沼委員、 服部委員、中洲委員 説明者：建設部長、上下水道課長、上水道グループ長、下水道グルー プ長、上水道グループ主任 欠席：下水道グループ主任
会議の議題	（１）下水道使用料の改定について （２）水道料金の改定について
議事録の作成方法	☒ 要点筆記 ☐ 全文記録 ☐ その他
記載内容の確認方法	☒ 会議の委員長の確認を得ている ☒ 出席した委員全員の確認を得ている ☐ その他（　　　　　　　　　　　）
会議に提出された 資料の名称	資料１：岩倉市水道料金等審議会委員名簿 資料２：下水道使用料の改定について 資料３：水道料金の改定について
公開・非公開の別	☒ 公開 ☐ 非公開
傍聴者数	0人
その他の事項	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

1 開会

2 委嘱状交付

3 自己紹介

4 会長及び副会長の選出

事務局の推薦により、千頭委員が会長に、堀尾委員が副会長に就任した。

5 議題

（１）下水道使用料の改定について

事務局：資料２について説明

委 員：５ページ目の分流式負担分についてももう少し具体的に説明してほしい。

事務局：下水道の処理には雨水を一緒に処理する合流式と、分けて処理する分流式がある。岩倉市は流域下水であり愛知県の処理場に周辺の市町で集めた下水を処理しているが、その処理方式が分流式である。汚水処理の最低費用が 150 円と国が示しており、150 円を超えた部分に関しては雨水に関する処理費として一般会計からの繰り入れが認められている。この部分を分流式負担分としている。

委 員：汚水処理費が 162 円だとすると、150 円までを汚水処理費とし、残りの 12 円に関しては分流式負担分という名目にしているということか。

会 長：６ページにも 150 円と出てきたが、令和 15 年でも 150 円の想定で書かれているので、150 円で固定に見えてしまう。もう少し正確に説明いただけると理解が良いと思う。

事務局：国が汚水処理 1 m³あたり最低 150 円かかるとしているので、汚水処理費を 150 円としているが、汚水処理自体は 162 円かかっている。汚水処理費の中で 150 円を超えた部分に関しては一般会計からの繰り入れていいという基準になっているので、公共下水道事業としては目標として 150 円を皆様から使用料をいただけるように段階的に改定していく方針となっている。

また、汚水処理費については国が現在 150 円と定めているだけで、将来的に変更になる可能性はある。

会 長：５ページの一般会計基準外繰入金 65 円は、本来下水道使用料として下水道を使っている方が負担しないといけない部分。岩倉の場合はここを一般会計、つまり税金で補っている。ここをどうするかということ。８ページの改定予定によると一般会計からの基準外繰入をなくす 150 円に到達するのが令和 15 年になる。言い換えればそこまでの間は一般会計から基準外の費用を公共下水道事業に繰り入れている状況になる。

委 員：八潮市での下水道の事故で国から下水道管の劣化調査の話がでていると思うが、そのための費用によって改定の時期が変わることはあるのか。

事務局：今回国からの調査依頼があったのは口径 2 m 以上の管が対象であり、岩倉市の汚水管には対象がなく、雨水管にのみ対象があった。雨水に係る費用は一般会計からの繰り入れ基準内なので、国庫補助金も活用しながら不足分は一般会計から繰入金としてもらうことができる。そのため、今回の調査については使用料改定に関係しない。

ただし、今後古くなった施設等の点検や改築が必要になってくるため、状況が変わってくれば使用料改定に影響を受ける可能性もある。

委員：3ページの一番上に「今までどのような経費削減の取組をしてきたの？」と書いてあるが、これは2024年11月号ということで、今日に至るまでに何か新しい取り組みがあれば教えてほしい。

事務局：これ以降現在は進んでない。ただ、事務経費の削減に近隣自治体と共同化とあるが、共同発注による経費削減の取り組みは地域間で連携会議があり、その中で議題としてやっている。愛知県では三河地区で上下水道広域化を進めている。愛知県全体として共同化ということを勧めているので、尾張地区でも徐々にそういうことを進めていくことも考えている。

別件ではあるが、水道でも来年から近隣事業体と協力して、衛星による漏水調査を行う予定をしている。

会長：経費削減は話題になるが、民間企業ほどに経費が削減できるものではない。

また、8ページに改定予定ということで書かれているが、令和15年に下水道使用料が150円になる。基本的に汚水の場合には使用料で賄うのが大原則で、少なくとも150円までは徴収する必要があるというのが国の方針。でもそれがこのままだと令和15年になるが、そこに関して何か今の時点で問題提起をしているということではない。

事務局：八潮市のこともあり、インフラ関係の今後のメンテナンスが全国的に課題となっている。国もかなり力を入れている。先ほどの経費削減にも繋がるが一番簡単に経費削減するとなると人件費が当然出てくるが、民間の方でも人件費が上がっている。その中で維持のみしていれば良かった時代からこれからは更新しつつ、耐震化もしていく必要がある。実は仕事は増えているが、その中で技術の継承もして、将来の世代に引き渡していく人材が重要になってくるので、正直人件費は上がっていくことが見込まれる。工事にしても、点検にしても、経費がかかるのでその部分の影響もかなり出てくると思う。全国的に同じ流れで、急激に社会情勢が変わってきているので、細かく資料をお示ししながら、皆さんに協議してもらいたい。

委員：使った分は使用料を払わないといけないと言うのは当たり前のことだと思うのが、段階的ではなく、一気に改定するのは無理なのか。

事務局：昨年も、4回に分けて引上げるという意見や、もっと早めて2回でという意見もあった。皆さんの意見を平均化するわけでないが、いろんな意見がある中で決めていったことになる。

委員：国が指針を示しているのなら、国が主導しないといけないのではないか。

事務局：国としては公営企業という扱いになるので、公営と言いながらも自主財源で賄うのが基本となる。上水は以前から公営企業だったが、下水道は令和元年から公営企業という扱いになり、自主財源ですべてを賄うのが基本的となった。ただ、突然すべてを自主財源で賄うことは無理である。また、雨水に関する部分は下水道を使っていない人にも関わりがあり、市民全体の公益につながるなので、すべて公費で賄っていた。いままで

岩倉市は使用料に一切触れず、ただ維持管理する費用が増えることで、使用料徴収の不足が大きくなっていったが、国は、普通だったら 150 円くらい必要であるから、せめて企業努力としてそこまではあげなさいという指導をしている。

委員：値上げについて、そこまで気を使うものなのか。

会長：急激な値上がりは負担が大きく厳しい部分がある。それで段階を踏む必要があった。

委員：経費削減の話はあるが、収入を上げるには下水道利用の増進の取り組みが大事だと思う。接続工事する際に補助金を出すなど何かやられていることがあるか聞きたい。

また、下水道布設範囲を広げる計画もあると思うが、広げた分だけメンテナンスコストや将来の維持コストがかかる。これから人口が減っていくので、コンパクトシティを目指すのであればいたずらに布設範囲を増やさないように、将来的な計画や考えもお聞きしたい。

事務局：布設する際に、補助金を出していない。ただし、下水道接続工事に融資する場合に、市が利息額を負担する補助はしている。物価高騰もあり、以前ほど接続する方が多いわけではないが、接続促進という形で PR したり、戸別訪問を行ったり、という活動はしている。

範囲の話だが、岩倉市は人口密度が高くて、住宅が密集している所が多い。また、未整備の地区もあり、下水道を待っている方がみえるということもある。現在のところは予定通り進めていく。

委員：市民への情報公開は、どのような形で行うのか。

事務局：審議会の議事録や資料はホームページに随時載せている。水道に関しても、現在の経営状況をまとめて、わかりやすく市民の方に周知していきたい。共同に関しては単独では進められないので、三河の先進事例を参考にしたい。また近隣の自治体が集まる会議を、愛知県が中心となって始めている。今後間違いなく進んでいくと思うので、近隣と共有しながら進めていきたい。

なお、経費削減については、検針徴収業務と施設の運転管理業務を平成 20 年度から民間委託しており、年間で約 1,200 万円を削減している。こうした業務を他の事業体と共同で実施できるか、今後検討していきたい。

岩倉は交通の便も良く、恵まれた地域だと思う。都市計画のマスタープランが十年スパンの中間年となり、見直しをしているが、その中で住居系の開発をしていく地域を想定している。今、市街化区域が市の真ん中あたりにあるが、それ以外は調整区域として農地が散らばっている。今問題になっているのは農家の後継者がいないということで、稲干化が非常に進んでいるところがあり、住民の皆さんからは生活環境を脅かされているという声がある。そこをまとめて開発をすることを市に考えてほしいということもあり、案として東町の長瀬公園と東小学校の間の農地一帯を、計画的に住宅を開発していく地域として位置づけていくことを考えている。そうすると下水道の整備が必要になってくる。今の料金改定の話と、一方で都市化が進んでいく中でどう社会的な問題を市が

まとめるか。そこにインフラの整備も合わせていかないと良好な住環境が認められないということがある。そのあたりは協議をしていく必要がある。

会 長：国の方針がかわって、必ずしも今は新しく市街化区域に認定しても、そこに公共下水道いれなければいけないわけではない。今は大型の合併浄化槽の設置でも良いと認めているので、コストを計算して管を繋ぐ方が安いのか、あるいはその地域だけ浄化槽にするということもある。

委 員：下水道管が敷設されても接続していない方はどれぐらいいるのか。

事務局：だいたい8割ぐらいの方が接続している。

会 長：接続率のデータを次回に。

（２）水道料金の改定について

事務局：資料３について説明

委 員：下水道は３回改定を行うが、上水道は１回だけなのか。

事務局：現段階では、令和９年度１回の予定。

委 員：４ページの収支状況の中にある下水道負担金とはなにか。

事務局：検針徴収業務など、上水道事業と下水道事業で共通して行っている事務があり、その費用全額を上水道事業がいったん支払った後に、下水道の利用分の金額を、負担金として支払ってもらっている。

会 長：岩倉の場合、消火用水の料金をどう扱っているか。

事務局：消火用の費用は水道法に基づき請求していない。消火栓の設置費用については、消防より負担金を徴収し工事を実施している。

会 長：消火用水の料金も大きくなり、水道使用者が負担すべきではないという考えがあり、一般会計に請求している自治体もある。下水道でいうところの基準外繰入金に近い考え方。

委 員：毎月９のつく日は消火訓練をしている。消火用の貯水タンク１～２杯分を使用しているが、いくらぐらいになるか。

事務局：タンクの大きさ次第だが、新料金で行けば、１㎡あたり最低４０円。

委 員：放水訓練をした際に、周りの方で水が出なくなるということを聞いたことがある。そういうことはあるか。

事務局：水圧不足で水が出にくくなっている可能性はある。

委 員：３ページと４ページの表は何が違うのか

事務局：真ん中の表で説明すると、令和７年度、令和８年度、令和９年度とあり、令和７年度は同じ数字が入っている。３ページの表では、令和８年度は、収支差し引きで１億円のマイナスとなり、現金残高が３,０００万円を下回る。令和９年度は料金改定を反映させることで、現金残高が１億円となると試算している。現金を確保するため、料金改定の時期を半年前倒しした場合を試算しているのが４ページになる。これにより令和８年度は、現金残高１億円を確保できることを示している。

会 長：料金改定を半年早まることで、現金が2,800万円しかない厳しい状況を脱することができる可能性がある、ということがこの表で一番言いたいところ。

事務局：昨年、国道155号で大規模の漏水が発生し、修繕費は約2000万円であるが、今後とも緊急で対応しなくてはならない事態が起こった時に、現金が2,800万円しかないのは心許ない。現金不足のため、今年計画していた老朽管の更新工事を中止しているが、老朽管の更新や耐震化工事を実施していく必要があるので、企業債を増額している。

会 長：改定時期を早めたい、という意味表示と取っていいのか。

事務局：前倒しを前提に考えている。PFASへの対応もあり、1回目の審議会からかなり状況が変わっている。今回の審議会で、現在の経営状況を伝え、次回に詳細な資料等を提出して判断をいただく予定である。

委 員：3ページと4ページの令和9年度の収入が違うのはなぜか。

事務局：改定時期を4月とすると、実際に改定後料金が反映されるのは6月調定分からとなり、4月、5月分は旧料金での請求となる。半年前倒しをすると、4月、5月分についても新料金での請求となるため、この2か月分の差によって収入額が違ってくる。

会 長：1億円の破線は、このぐらいの金額を常に確保したいということか。

事務局：そのとおりである。

会 長：大きな災害が起きたときに、しばらく収入がない状態で、工事を行わなければならない。そのリスクを考えると1億円でも足りないと思われる。

委 員：半年ではなく、1年前倒すことも考えているのか。

事務局：議会を通す必要があり、下水道使用料改定の場合は、半年前に議決をもらっている。周知期間やシステム改修に約半年は必要なため、スケジュール的に、1年前倒しは厳しい。

委 員：値上げ幅を増やす可能性はあるか。

事務局：前回答申時点で、それなりに高い改定率になっている。さらに改定幅を上げることは難しい。まずは、これまでに検討した上げ幅で改定を行い、危機的状況を早く脱したい。PFASへの対応や社会情勢の変化もあると思われるので、都度、経営状況を示しながら、今後、さらに改定が必要になることは考えられる。

委 員：PFASに関して、基準値は下回っているという話だが、岩倉団地水源の希釈はどの程度か。

事務局：4月から県水と混合している。割合は、およそ5対5としていたが、その後の水質検査の数値が思ったより下がらなかったため、現在は、県水：7、自己水3の割合としている。検査結果は25から30ナノグラムとなっている。原水の数値も高いが、現在の施設の構造では、県水の流入量は7割が限界である。水質検査を行いつつ、施設の維持も考えないといけないため、今後の課題となっている。

6 その他

(1) 水質 (PFAS) について

事務局：水質（PFAS）について説明（配布資料なし。スクリーンにて口頭説明）

（２）次回開催の案内等

第２回は、令和７年１１月６日（木）午後２時から開催。

本日の議事録は、要点筆記としてまとめたものを委員に確認のうえ、ホームページに掲載する。

７ 閉会